○国土交通省告示第千二百六十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十一年十二月一日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＩＹ	126433	第三十八長久丸	平成21. 10. 21
８ＪＹＰ	118697	日神丸	21. 10. 1
８ＫＩＲ	128581	第二十二漁運丸	21. 10. 20
ＪＥＡＸ	128899	第五十八富栄丸	21. 10. 29
ＪＥＩＩ	128413	第五福久丸	21. 10. 2
ＪＦＣＪ	131498	第二十八建久丸	21. 10. 16
ＪＦＨＭ	132098	第十八建久丸	21. 10. 16
ＪＧＹＫ	128190	第三十八大功丸	21. 10. 14
ＪＨＩＸ	128468	第七十八富栄丸	21. 10. 29
ＪＩＩＥ	130030	第十八富山丸	21. 10. 6
ＪＩＯＨ	128394	第二十八長久丸	21. 10. 21
ＪＩＯＩ	128396	第十八合栄丸	21. 10. 13
ＪＩＲＦ	128397	第三十八幸漁丸	21. 10. 1
ＪＪＯＱ	130715	第六十八海形丸	21. 10. 5
ＪＫＥＳ	129146	まきなっくぶりっじ	21. 10. 22
ＪＫＱＬ	129187	しま	21. 10. 14
ＪＫＲＫ	129217	ＣＬＩＦＴＯＮ ＢＲＩＤＧＥ	21. 10. 21
ＪＭＳＫ	130923	第118欣栄丸	21. 10. 29
ＪＮＡＧ	130553	第三勝栄丸	21. 10. 5
ＪＱＭＹ	133295	第七松榮丸	21. 10. 22
ＪＱＵＥ	121640	えさん	21. 10. 8
ＪＥ2143	116454	龍鵬	21. 10. 20
ＪＥ2960	130893	第三昭勝丸	21. 10. 5
ＪＧ3921	123502	さんかくしかくまるシーデック２	21. 10. 26
ＪＧ3971	123591	あかぎ	21. 10. 26
ＪＧ4202	125957	つくば	21. 10. 26
ＪＧ4616	128867	ＭＥＧＵＭＩ　Ⅱ	21. 10. 15
ＪＧ5211	133867	栄伸丸	21. 10. 19
ＪＧ5216	134014	鶴隆丸	21. 10. 19
ＪＧ5379	136623	香取丸	21. 10. 28
ＪＧ5380	136752	赤城丸	21. 10. 5
ＪＧ5423	135207	第三崎陽丸	21. 10. 19
ＪＨ2404	109913	はぼたき丸２	21. 10. 21
ＪＨ2571	118327	第八ひどや丸	21. 10. 16
ＪＩ3121	125099	もんべつ丸３号	21. 10. 19
ＪＩ3200	126518	第二十一すみせ丸	21. 10. 8
ＪＩ3365	128760	第八大洋丸	21. 10. 7
ＪＩ3440	131688	第二十八富士丸	21. 10. 20
ＪＩ3475	131726	星翔丸	21. 10. 26
ＪＩ3631	135928	淡州丸	21. 10. 20
ＪＪ3360	125292	鳳山丸	21. 10. 5
ＪＪ3727	131844	第三靖貢丸	21. 10. 6
ＪＪ3740	131857	第十八住吉丸	21. 10. 8
ＪＫ4054	122072	第三十八共幸丸	21. 10. 22
ＪＫ4489	127928	神洋丸	21. 10. 14
ＪＫ5071	132496	第二東栄丸	21. 10. 13
ＪＫ5102	132490	新光丸	21. 10. 27
ＪＫ5224	133075	伊予	21. 10. 1
ＪＬ5449	128386	三宝丸	21. 10. 16
ＪＬ5864	132062	第七若島丸	21. 10. 8
ＪＬ5927	132948	掬映丸	21. 10. 1
ＪＬ5990	133018	第五八照丸	21. 10. 19
ＪＬ6237	133957	せいゆう	21. 10. 1
ＪＬ6249	134822	日宝丸	21. 10. 8
ＪＬ6291	134869	丸進丸	21. 10. 28
ＪＬ6311	133963	禧勝丸	21. 10. 29
ＪＭ5171	126948	ニューたかしま	21. 10. 8
ＪＭ5579	129403	第三十八綾丸	21. 10. 16
ＪＭ5939	130474	第二昭勝丸	21. 10. 5
ＪＭ5995	131386	第一昭勝丸	21. 10. 5
ＪＭ6139	133491	第五政好丸	21. 10. 28
ＪＭ6490	134569	はまゆう	21. 10. 6

○国土交通省告示第千二百六十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月一日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	船舶番号	船名	証書の交付日
5637	125443	第二十八廣漁丸	平成7. 1. 19
A08181366	122065	第一早鞆丸	20. 12. 10

○関東地方整備局告示第三百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月一日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市上細井町字五十嵐四九四番一から同市上細井町字天王浦七一二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月一日

○北陸地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長岡市美沢三丁目二八一番一から同市中沢町字太田四五八番一まで	前	四五・〇〇～一二三・五〇（メートル）
	後	四五・〇〇～一三〇・五〇（メートル）〇・一五七

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	長岡市美沢三丁目二八一番一から同市中沢町字太田四五八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月一日

○中部地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号